

公益社団法人国土緑化推進機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人国土緑化推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国土緑化運動を推進することにより、森林資源の造成、国土の保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化をはかり、もって心豊かな国民生活の実現、日本の文化的発展、さらには地球環境の保全に寄与すること及び国際貢献を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国植樹祭、全国育樹祭等国土緑化行事の開催及び国土緑化の普及宣伝等に関する事業
- (2) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進並びに緑の募金による寄附金及び都道府県緑化推進委員会（緑の募金法第5条第2項の都道府県緑化推進委員会をいう。以下「推進委」という。）から交付される寄附金の管理
- (3) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者等に対する交付金の交付並びに森林整備等の実施及び森林整備等に関する調査及び研究
- (4) 推進委相互の連絡及び業務の調整、推進委に対する指導及び助言並びに推進委の業務に関する情報又は資料の収集及び提供
- (5) 「緑と水の森林ファンド」による森林資源の整備、利用等及び森林資源の整

備を通じた水資源のかん養等に関する総合的な調査研究、普及啓発等並びにこれらに対する助成

(6) 国土緑化を推進する民間団体等相互の連絡調整並びにこれらに対する助言及び情報・資料の提供等

(7) その他、この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正 会 員 国土緑化運動を推進する団体又は個人であつて、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する団体又は個人であつて、この法人の事業を賛助するために入会した者

(3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のある者

(会員資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 名誉会員は、理事長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額の会費を毎年支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、理事長は、総会の1週間前までに当該会

員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する会費の支払い義務を2年間履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。

(会費その他拠出金品の不返還)

第12条 第8条から第10条までの規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会長、最高顧問及び顧問

(会長及び最高顧問)

第13条 この法人に会長及び最高顧問を置く。

- 2 会長は、衆議院議長を推戴し、この法人の名誉を象徴する。
- 3 最高顧問は、参議院議長を推戴し、この法人の名誉を象徴する。

(顧問)

第14条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問の選定又は解職は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、理事長から諮問された事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(報 酬)

第15条 会長、最高顧問及び顧問は、無報酬とする。

第5章 総 会

(種 類)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第17条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第18条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(開 催)

第19条 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 正会員総数の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第21条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した場合の総会の議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の第1号から第3号及び第5号については正会員総数の過半数であって、総正会員の議決権の3分の2以上、第4号については正会員総数の過半数であって、総正会員の議決権の4分の3以上の多数の決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 正会員は、書面又は代理人により議決権を行使することができる。この場合において、議決権を行使する者は出席者とみなす。

(決議の省略)

第23条の2 理事が、総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

- 2 前項及び第38条の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第89条に定めるものとする。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第25条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上 25名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事は、次の各号に定める者を充てる。

(1) 正会員の中から総会の決議によって選任された者

(2) 正会員以外の者であって総会の決議を経たもの。ただし、8名以内とする。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、総会の決議によって選任された者を充てる。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統轄してこの法人の業務を執行する。また、副理事長に事故があるときはその職務を代理し、副理事長が欠けたときはその職務を代行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、専務理

事に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員において別に定めるところによる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理 事 会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 3 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集及び総会に付議すべき事項に関する決定
- (2) 諸規程の制定、改廃に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定又は解職
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(開催)

第34条 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事より会議の目的である事項を記載した書面により理事長に

招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は当該監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が、前条第2項第3号による場合は当該理事が、同項第4号後段による場合は、当該監事が理事会を招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその旨通知しなければならない。

4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した場合及び理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があった

ものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び理事会に出席した監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会運営規程)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 緑の募金

(運営協議会の設置)

第42条 この法人に、毎事業年度の緑の募金に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じ、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(組 織)

第43条 運営協議会は委員10人以上15人以内で組織する。

2 委員は森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、理事会の決議を経て農林水産大臣の認可を受け、理事長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会会長)

第44条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総理する。

- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。
- 4 運営協議会会長に事故があるときは、委員のうち、運営協議会会長のあらかじめ定める者がその職務を代行し、運営協議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委 任)

第45条 この章に規定するものの外、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 緑と水の森林ファンド

(森林ファンドの設置)

第46条 この法人に、次の各号に掲げる事業の経費に充てるため、緑と水の森林ファンド（以下「森林ファンド」という。）を設ける。

- (1) 森林資源の整備・利用等に関する総合的な調査研究、普及啓発等の事業及びこれらに対する助成
- (2) 森林資源の整備を通じた水資源のかん養及び産業的利用等に関する調査研究、普及啓発等の事業並びにこれらに対する助成
- (3) その他前各号に掲げる事業に附帯する事業

(業務方法書)

第47条 理事長は、森林ファンドの造成、管理及び運用に関する事項について業務方法書を定める。

- 2 業務方法書の制定、改廃は、理事会及び総会の決議を経て行う。

(運営審議会の設置)

第48条 この法人に、毎事業年度の森林ファンドの事業計画、収支予算、事業報告、決算その他森林ファンドの運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じ、調査審議する機関として、緑と水の森林ファンド運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

(組 織)

第49条 運営審議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 委員は森林資源の整備・利用及び水資源の利用等に関して識見を有する者のう

ちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、その任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営審議会会長)

第50条 運営審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営審議会会長は、運営審議会の会務を総理する。
- 3 運営審議会の議長は、運営審議会会長がこれに当たる。
- 4 運営審議会会長に事故があるときは、委員のうち、運営審議会会長のあらかじめ定める者がその職務を代行し、運営審議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委 任)

第51条 この章に規定するものの外、運営審議会の運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 財産及び会計

(財産の種類)

第52条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人が公益社団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第53条 この法人の財産は、理事長が管理するものとする。

- 2 緑の募金に係る経理は、特別の勘定を設けて他の経理と区分して行うものとする。
- 3 森林ファンドは、森林ファンドに充てることを指定して寄附された財産及び運

営審議会の意見を聴いた後、理事会で森林ファンドに繰り入れることを決議した資産をもって構成する。

4 森林ファンドに係る経理は、特別の勘定を設けて他の経理と区分して行うものとする。

5 財産の管理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第55条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の、森林ファンドに係る部分については運営審議会のそれぞれ意見を聴いた後、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第56条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、緑の募金に係る部分については運営協議会の、森林ファンドに係る部分については運営審議会のそれぞれ意見を聴いた後、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類についてはその承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（活動計画書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計画書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の事業報告等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出

しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(借入金)

第57条 この法人は、返済期間が1年を超える長期の資金を借り入れようとするときは、理事会及び総会の決議を経なければならない。

2 この法人は、理事会において定める額（その事業年度の収入額を上限とする。）の範囲内で、短期の資金を借り入れることができる。

3 前項の借入金は、1年以内に償還しなければならない。ただし、資金不足のため償還し難いときは、これを借り換えることができる。

(会計原則)

第58条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第60条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第61条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅す

る場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、あらかじめ、第23条第2項に規定する手続を経て、森林ファンドのうち所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金により造成された部分については国に寄附し、その他の部分については当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第62条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、あらかじめ、第23条第2項に規定する手続を経て、森林ファンドのうち所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金により造成された部分については国に寄附し、その他の部分についてはこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第12章 事務局

（事務局）

第63条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 事務局には、事務局長、事務局次長及び所要の職員を置く。
- 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第13章 情報公開

（情報公開）

第64条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 情報公開に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

（個人情報の保護）

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公 告)

第66条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第14章 委 任

(委 任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は佐々木毅とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 改正 令和3年8月27日

附 則 この定款は、令和8年8月27日（令和8年度定時総会決議）から施行する。